

# 後期高齢者医療一部負担金等の免除手続きについて

一部負担金等の免除に該当する方は、次の書類をお住まいの市町村の担当窓口へ提出してください。

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等免除申請書

被災したことを証明する書類

(具体的には、申請書の裏面をご覧ください。なお、証明書類を添付できないときは、申請書の裏面にその理由を記載して、親類又は知人による証明を受けてください。)

被保険者証

## 【宮古市、大船渡市、陸前高田市、大槌町及び山田町の方】

上記の市町村では、当分の間、この免除証明書は交付できませんので、今までどおり、医療機関の窓口で、被災した旨申し出て支払いの猶予を受けてください。

## 【住所地と異なる市町村へ避難している方】

上記の提出書類を住所地の後期高齢者医療担当課に郵送してください。なお、申請書以外は、コピーを同封してください。

後日、免除証明書を住所地に郵送しますので、転送届け等を行っていないため、住所地に送付しても届かないときは、申請書の住所の上に「送付先：〇〇」と記載してください。

住所を移された方は、現在お住まいの市町村での手続きとなります。

他の都道府県へ避難している方も同様です。

他の都道府県から非難されている方は、住所地の市町村へお問い合わせください。

## 【既に一部負担金等を支払った方】

支払った一部負担金等を還付しますので、次の書類をお住まいの市町村へ提出してください。

東日本大震災後期高齢者医療一部負担金等還付申請書

領収書

被保険者証

住所地と異なる市町村へ避難している方は、上記の免除証明書の手続きと同様に郵送で手続きしてください。

【問い合わせ先】 住所地の市町村 又は 岩手県後期高齢者医療広域連合